

東京大学 GTIE プログラム
事務局 御中

(参加者)

住所

氏名

(印)

日付

誓約書

私は、東京大学が主催する令和7年度東京大学 GTIE プログラム（以下「本プログラム」という。）に参加するに当たり、自己のビジネスアイデアの向上を図るとともに自己の事例を基に他のプログラム受講生の学びにも繋げることを目的（以下「本目的」という。）として、次のことを誓約します。

1. 私は、本プログラム事務局又は本プログラム受講生（大学・研究機関の学生・研究者、企業の研究開発担当者、企業の事業開発担当者）並びにその他参加者（メンター、ヒアリング先）から本プログラムに関連して提供又は開示された情報であって、提供又は開示の際に提供者又は開示者より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後 30 日以内に書面で私に対して通知されたもの（以下「秘密情報」という。）について、善良なる管理者の注意をもって所属部門内で秘密を保持するものとし、提供者又は開示者の書面による事前の同意なく、本目的以外の目的に使用しません。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については秘密情報に含まれず、私は当該義務を負うものではありません。
 - (1) 提供又は開示を受けた時点において既に公知であった情報、又は提供又は開示を受けた後、自らの責に帰すべき事由によらず公知となった情報
 - (2) 提供又は開示を受けた時点において既に自らが保有していた情報
 - (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (4) 提供又は開示を受けた情報によらず、独自に開発又は発見した情報
2. 前項にかかわらず、法令、規則、命令等に基づいて官公庁、裁判所等の公的機関から秘密情報の開示の要求を受けた場合、私は、提供者又は開示者に対して速やかに開示先と開示内容を通知し、開示先による第三者への再開示を防止するよう努力することを条件として、要求された必要最小限の範囲において、当該秘密情報を開示することと致します。
3. 私は、本プログラムが終了若しくは中止したとき、または提供者若しくは開示者から返却の要請を受けた場合、秘密情報およびその複製物を速やかに提供者又は開示者に返却致します。

4. 私が本プログラムに参加して作成したビジネスプラン等の成果物（中間成果物も含む。）、本プログラムにおける活動の結果、得られた著作物に係る著作権及びその他の知的財産権は、本プログラム開始前に本プログラム事務局又は第三者が既に保有するものについては当該保有者に帰属し、それ以外の著作権及び知的財産権について権利関係を調整する必要がある場合は、本プログラム受講生又は当該受講生の所属する機関と協議し、その帰属について定めるものとすることを確認致します。
5. 本プログラムで知り得た個人情報については、その保護を定めた法の趣旨に則り、関連する法令及び規則等の定めを遵守致します。
6. この誓約書は、本プログラムの終了後又は中止後も、第1項の秘密保持に関する誓約については3年間、第2項、第3項及び本項については対象事項が全て消滅するまで継続して有効とします。
7. この誓約書は、令和7年4月1日から有効となることに同意致します。
8. 私は、以上の条項につき本プログラム事務局から十分な説明を受け理解し、自身のために有益と理解したので、本誓約に署名捺印します。